

資料4 個体登録措置

1 個体登録措置の目的及び必要性

飼養されている動物の適正管理等の徹底を図る観点から、一部の動物を対象にして個体登録措置が行われている。この個体登録措置は、一般的には「所有者の明示」と「個体識別措置」の組み合わせによって行われることが多い。個体登録措置の目的等については各種各様であるが、その主な効果等としては次表に示したような事項が挙げられている。

なお、現在、動物愛護管理法では、動物の所有者等の責務として、所有等を明示する措置を講ずる旨の努力規定が設けられている。この規定が設けられた趣旨は、自己の所有等に係る動物であることを明示することによって、当該動物の飼い主責任の所在を明らかにし、逸走した動物の飼い主発見の促進や飼養する動物の遺棄の防止の徹底を図っていかうとするものであるといわれている。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

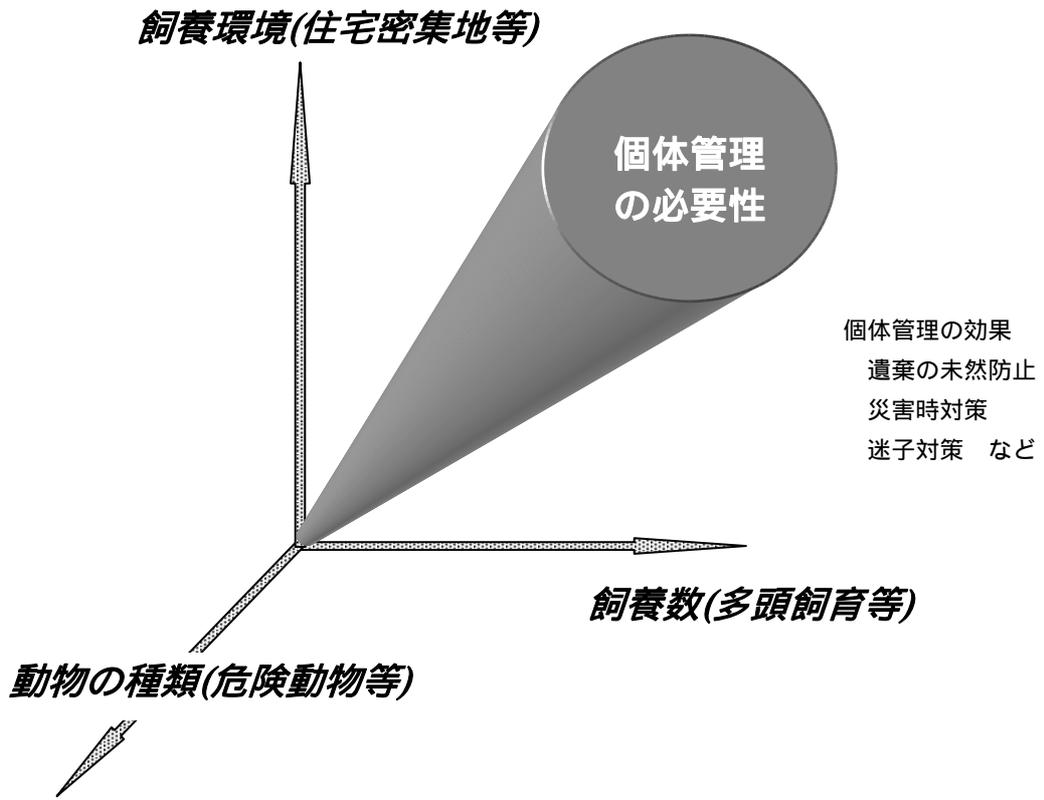
第5条

- 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

また、危険動物については、咬傷事故等を防止する観点からほとんどの都道府県において許可制が導入されており、結果として、飼養されている危険動物の種類、場所、飼養者の氏名等の情報について、行政機関が把握・管理できるようになっている。

個体登録措置の効果

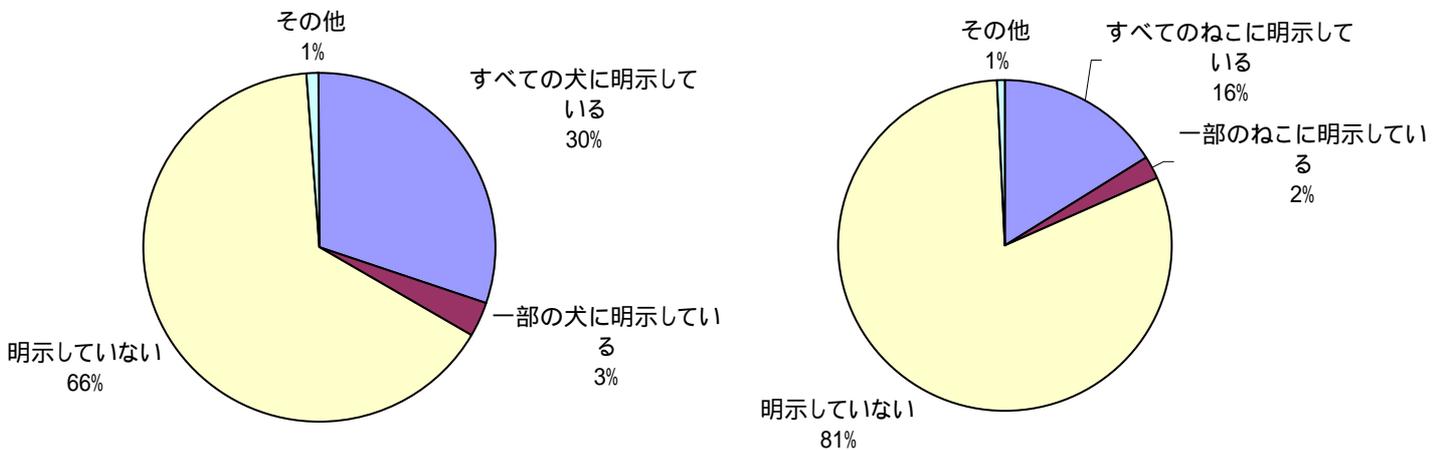
	直接的効果	間接的效果
個体識別	盗難防止 別個体とのすり替え防止 血統の登録管理の信頼性向上 病歴等の効率的な管理	動物のアイデンティティの確立
所有者明示	迷子対策(逸走した動物の飼い主発見) 遺棄(捨て犬・ねこ等)の防止 災害時対策	トレーサビリティの確保
		殺処分数の減少 飼い主の安心感・責任意識の向上



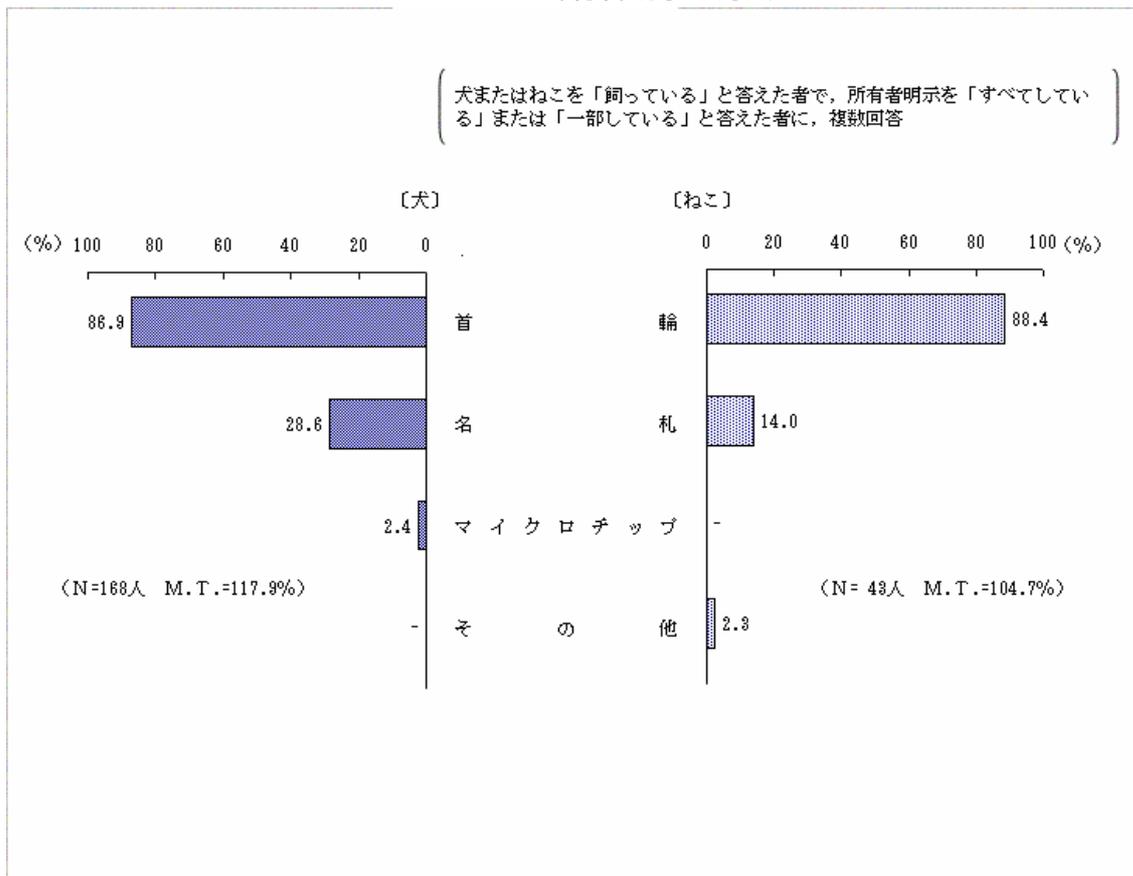
飼養動物の管理等の徹底が必要となる場合の考え方（模式図）

2 個体登録措置の実施状況及び飼い主の意識

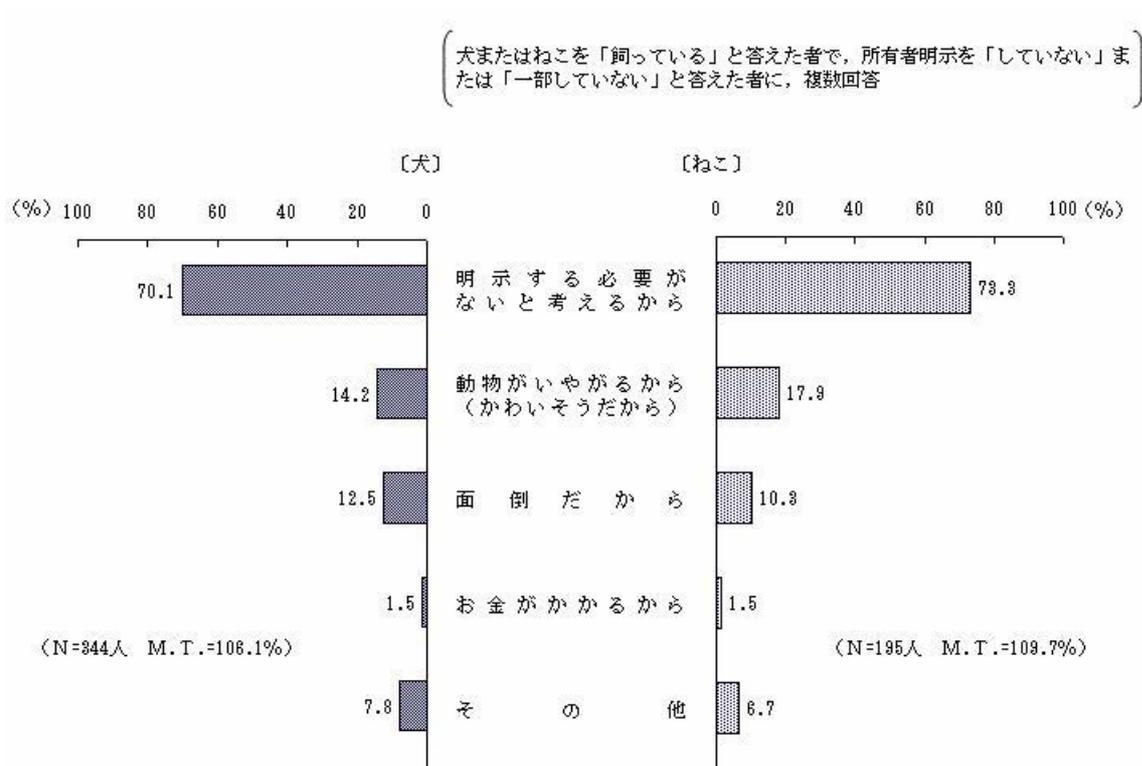
所有者明示措置の実施状況



所有者明示の方法



所有者明示をしていない理由



出典：動物の愛護に関する世論調査（平成15年7月調査、内閣府）

3 所有者明示及び個体識別の手段

種類	特性	費用	主な導入事例
首輪	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、小型の動物には装着不可。動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円～千数百円	一般的に普及
名札・鑑札	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、単独では装着不可。また、小型の動物には装着不可。形状によるが動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は比較的多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円	狂犬病予防法
入墨	<ul style="list-style-type: none"> ・施術に時間と動物への負担がかかる。哺乳類以外の動物には施術不可。施術後の動物への負担はない。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれなし。 	数千円	海外等で一般的に普及
足環	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。鳥類以外の動物には適用不可。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれは少ない。 	数百円	鳥獣法
写真(外観)	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影は容易で、すべての動物に適用可能。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。動物への負担はない。 ・外観に特徴のない場合は個体識別が困難。 	数十円	一般的に普及
耳標	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。中型～大型の哺乳類以外の動物には適用困難。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれが比較的ある。 	数百円	牛の個体識別措置法
マイクロチップ	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。ほとんどの動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)に装着可能。動物への負担は少ない。 ・チップ自体に格納できる識別情報量は少ない。15桁の番号を記号化して表記。視認不可で、専用の読み取り機器が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	A I P O (動物 I D 普及推進会議)
DNA鑑定	<ul style="list-style-type: none"> ・分析に時間がかかるが、ほとんどの動物に適用可能。動物への負担はない。 ・識別情報量は表示されず、視認不可。個体識別(同定)の際には、再検査(分析)が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	J K C (ジャパンケネルクラブ)における犬の血統登録

首輪



入墨



名札・鑑札



足環



耳標



マイクロチップ



出典：山階鳥類研究所 HP、環境省資料

4 個体登録措置の義務付け等に係る主な規定措置

根拠法等	措置主体	対象動物	概要	識別手段	実績数	強制力	
法	狂犬病 予防法	市町村	犬	狂犬病予防の観点から、犬の登録を義務付け。交付された鑑札については装着義務あり。 登録事項： 所有者の氏名及び住所、犬の所在地、犬の種類、犬の生年月日、犬の毛色、犬の性別、犬の名、その他犬の特徴となるべき事項	鑑札	594万 (H13)	あり
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	国 (環境省)	野生鳥獣	野生鳥獣の保護を図る観点から、愛玩飼養する場合には飼養登録が義務付け。鳥類については足環の装着、獣類については登録票をケージに添付の義務あり。	足環(鳥類のみ)	1万 (H12)	あり
	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	国 (農林水産省)	牛	牛肉の安全性確保等の観点から、牛の出生、輸入、譲渡譲受の届出を義務づけ。識別番号を付した耳票(両耳)の装着義務あり。	耳票	乳用牛 172万 肉用牛 279万 (H13)	あり
条例	危険動物の飼養許可等に係る各種条例	都道府県等	危険動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)	動物による人への危害等を防止する観点から、危険動物の飼養を許可制とするなどして規制。飼養施設における標識等の掲示義務あり。	-	5万 (H13)	あり
	小笠原村飼いなこ適正飼養条例	村 一例。この他にも類似事例あり。	ねこ	環境衛生及び自然環境の保全を図る観点から、飼いなこについて登録を義務づけ。名札の装着義務あり。	名札	119 (H15)	あり (罰則なし)

基準	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	国(環境省)	家庭動物等	責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物の発見を容易にする観点から、動物の種類に応じた適切な方法による所有の明示を推進。	名札、足環、マイクロチップ等	-	なし(努力規定)
申し合わせ等		A I P O (動物 I D 推進会議)	犬、ねこ等	飼養者の責任と義務を明確にする観点から、マイクロチップを普及・推進	マイクロチップ	4千(H16)	なし(自発的意思)

参考

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(H15.12~)

牛肉の安全性に対する信頼確保やBSE(牛海綿状脳症)のまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛の生産・流通が、個体識別番号(10桁)を利用して一元的に管理されている。

牛の管理者は、牛の出生、輸入、譲り渡し及び譲り受け等に際して、農林水産大臣に届け出ることが義務付けられており、牛の両耳にその個体識別番号を表示することとされている。個体識別データの管理責任主体は、農林水産大臣である。

平成15年8月現在の牛の飼養頭数

乳用牛 172万1千頭

肉用牛 278万6千頭

出典：畜産統計(平成15年8月)(農林水産省大臣官房統計部)

小笠原村飼いねこ適正飼養条例(抜粋)

(飼養の登録)

第三条 飼い主は、ネコ飼養の旨を小笠原村長(以下「村長」という。)に届出、飼養登録申請をしなければならない。

2 村長は、前項の飼養登録申請があった場合、飼い主に飼養登録証並びに首輪、ペンダント及び飼養表示票(以下「登録用品」という。)を交付しなければならない。

3 飼い主は、交付された登録用品を、村長が別に定める小笠原村規則に従って装着及び貼付等をしなければならない。

(飼養登録料)

第四条 飼い主は、前条の飼養登録の際に、別表に定める飼養登録料を納付しなければならない。ただし、村長は、特に必要があると認める場合は、飼養登録料を減額することができる。

(指導及び勧告)

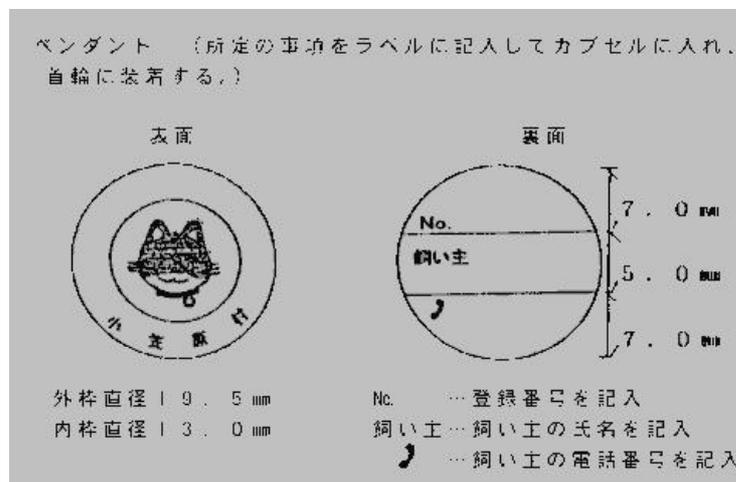
第九条 村長は、第三条から第七条までに規定する事項を遵守しない飼い主に対し、必要な指導または勧告をすることができる。

(氏名の公表)

第十条 飼い主が、前条の規定による勧告に従わないとき、村長は小笠原村広告式条例(昭和四十三年条例第一号)に定める掲示場に、飼い主の氏名を公表することができる。

別表 飼養登録料

- (一) 一頭目の登録 500 円
- (二) 二頭目以降の登録 350 円

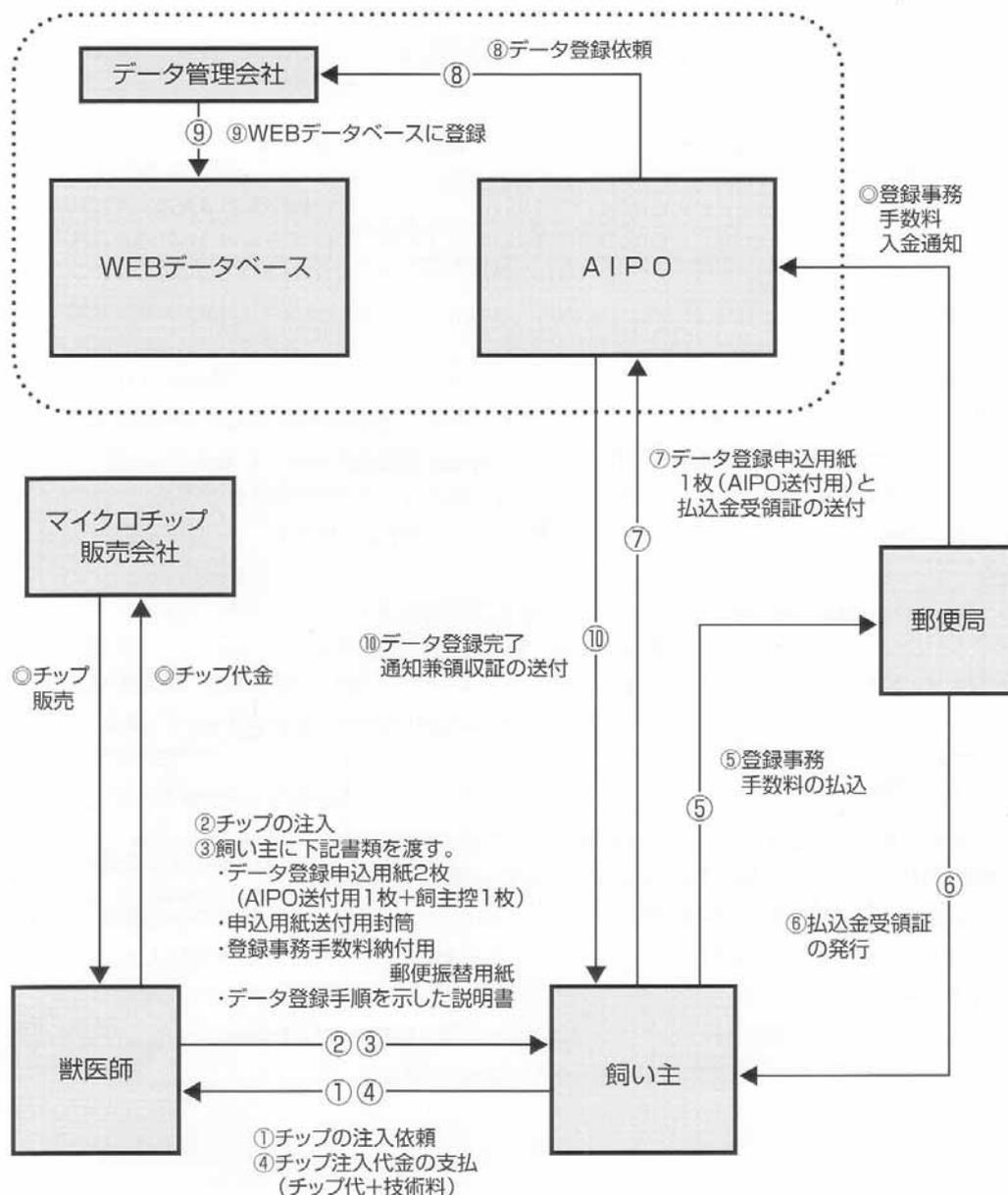


AIPO (動物ID普及推進会議)

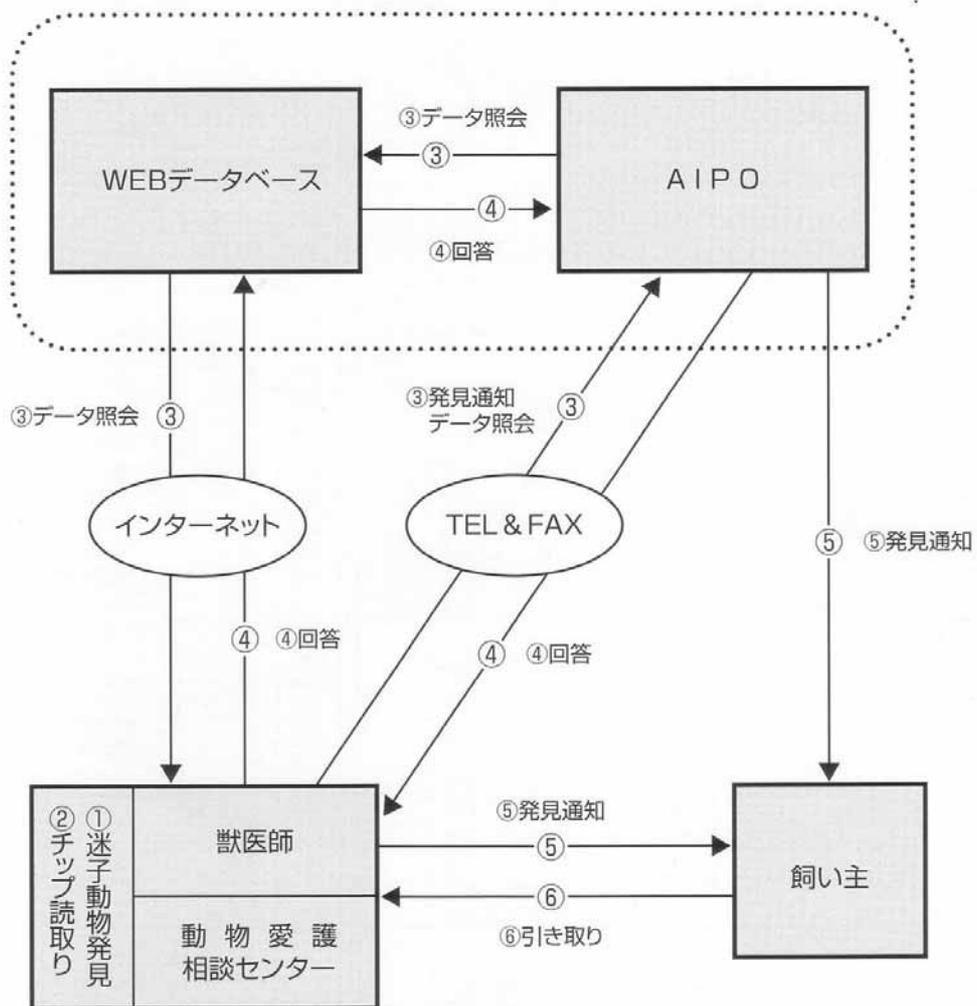
民間ベースで、マイクロチップの埋め込み及び登録等のサービスを提供している団体である。構成員は、日本獣医師会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、日本動物保護管理協会の5団体となっている。

設立目的は、犬・ねこ等の動物の飼養者の飼養責任と義務を明確にするため、マイクロチップによる動物の個体識別を普及・推進し、当該動物及び自然災害時における飼養者不明となった動物の飼養者の特定を容易にするなど、動物福祉の増進並びに人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に寄与することである。

動物ID普及推進事業の書類、登録事務手数料の流れ (B方式: 登録事務手数料飼育者直接納付方式)



動物ID普及推進事業のデータ照会の流れ



5 マイクロチップ

動物の個体識別等を目的とした皮下埋め込み型の電子標識。それぞれに15桁のナンバーを書き込んだ超小型集積回路（IC）が封入されている。

材質や大きさ

直径2mm、全長11～13mmの円筒形で、コイル（アンテナ）とICチップを内蔵している。まわりは、生体適合ガラスで覆われており、拒絶反応を防止している。また、表面に微細な凸凹を付けるなどして、体内での移動を防止している。

仕組み

読み取り機（リーダー）から発信される電波が、電磁誘導によってマイクロチップ内のコイル（アンテナ）に電力を発生させる。これにより、ICチップが起動し、15桁のナンバーのデータ電波を発信する仕組みとなっている。このため、マイクロチップ本体には電池が不要であり、半永久的な使用が可能である。

埋め込み方法

専用のディスポーザル（使い捨て）タイプのインジェクター（チップ注入器）で皮下に埋め込む。インジェクター（チップ注入器）の形状は各メーカーにより異なる。マイクロチップは、あらかじめ針内に装填されている。

規格

ISO（国際標準化機構）により、「データのコード（15桁のデータの様式）」と「通信方式（電波の周波数等）」が規格化されている。このため、ISO準拠のマイクロチップ及びリーダーについては、生産メーカーが異なっても、共通に使用することが可能となっている。

データコードの構造の規格：ISO 11784
通信方式の規格：ISO 11785

生産メーカー

現在、我が国では次の4社の製品を使用することができる。いずれもISO規格に準拠しているものである。動物医療用具として使うためには、当該製品に係る薬事法に基づく承認又は届出手続きが必要である。

マイクロチップ（米国 Avid 社）
アイディールスイス（スイス DATAMARS 社）
ライフチップ（米国 Digital Angel 社（旧 Destron Fearing 社））
AGE トロン ID-162（米国 Trovan 社）

なお、この他に ISO 規格に準拠していないマイクロチップも流通しているが、ISO 企画準拠リーダーでは識別番号を読み取れない場合もある。

埋込み位置

犬やねこなどの動物については、背側頸部（正中線よりやや左側）の皮下への注入が一般的である。

なお、イギリス獣医動物学会（BVZS）では、マイクロチップの埋め込み場所を標準化するためのガイドラインを作成している。

マイクロチップの埋め込み箇所に関するガイドライン

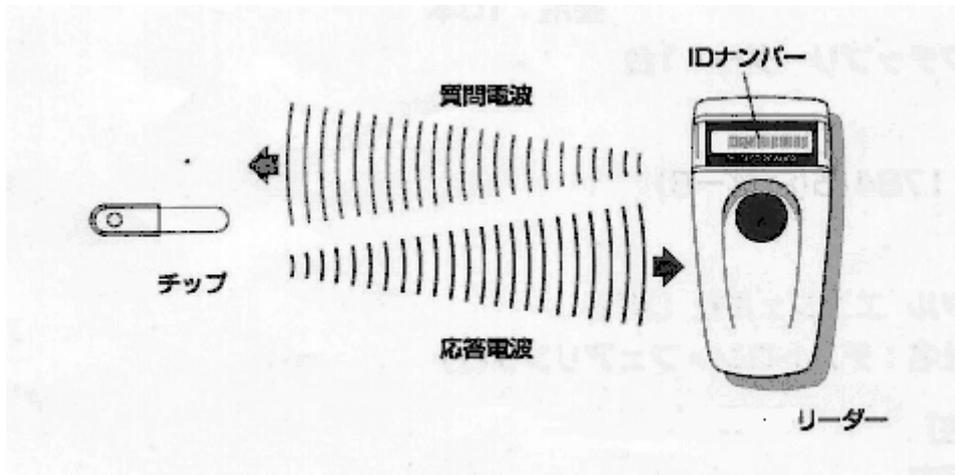
動物種		埋め込み箇所
魚類		正中線、背びれの前
両生類		リンパ腔
爬虫類	カメ	左後脚の皮下（ヒフの薄い種には筋肉内）
	ワニ	うなじの集合の前に皮下または筋肉内
	ヘビ	左四頭筋内または皮下（すべての種）。小型のものについては体の左の皮下
	トカゲ	鼻の先端から頭部の2倍の長さの場所の首の左のうなじの皮下
鳥類		左胸筋肉（ダチヨウは pipping 筋の皮下、ペンギンは首の付け根の皮下）
哺乳類	大型	左の首の真ん中の皮下
	中型	肩甲骨の間の皮下
	小型	肩甲骨の間の皮下
	霊長類	手の甲（中手骨）又は足の甲（中足骨）の皮下
	象	左耳の後ろの皮下又はその個体の適切な場所

価格

マイクロチップ本体の購入費用（約千数百円）、埋め込みの施術費用（約数千円）、飼主データの登録管理料（約千円（AIPO））の3種類の費用がかかる。総合計費用は、数千円～1万円弱である。

（参考）

- ・ 狂犬病法に基づく登録費用（一生に一度） 三千元程度
（市町村により異なる）
- ・ 狂犬病法に基づくワクチン接種費用（毎年1回） 三千～数千円



出典（11 頁～13 頁）：マイクロチップ販売会社（大日本製薬、富士平工業・共立製薬、共立商
会、サージミヤワキ）資料

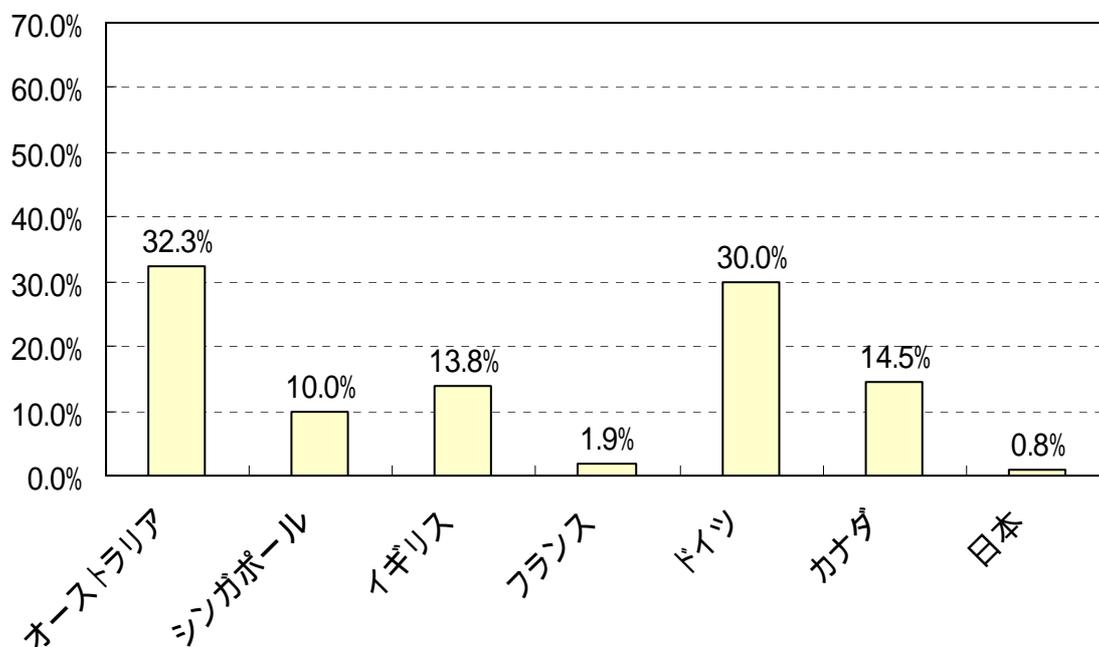
6 諸外国における個体登録措置の普及状況

諸外国における犬の個体登録措置及びマイクロチップの普及状況は、次のとおりである。

国名	法的規制の有無	飼養頭数	個体識別手段	マイクロチップの普及状況
オーストラリア	あり（州によって異なる）	310万頭	鑑札、入墨、マイクロチップなど	100万頭
シンガポール	あり	3万頭	入墨、マイクロチップ	3千頭
イギリス	なし	665万頭	-	92万頭
フランス	あり	800万頭	入墨、マイクロチップ	15万頭
ドイツ	なし	500万頭	-	150万頭
カナダ	あり（州等によって異なる）	380万頭	入墨、マイクロチップなど	55万頭

印：デジタル・エンジェル社の製品のみを計上

各国における犬に対するマイクロチップ埋め込みの普及率

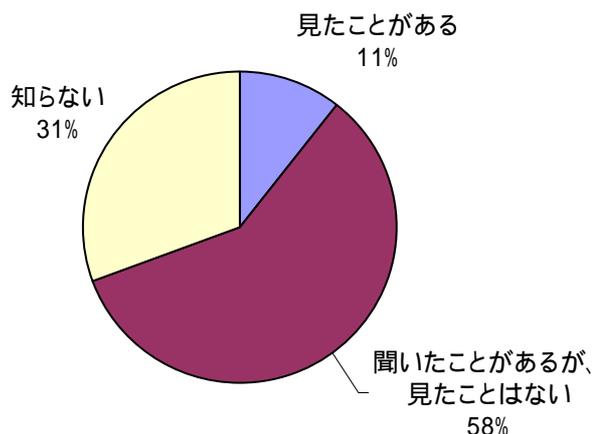


カナダは、デジタル・エンジェル社の製品のみを計上

出典（11頁～13頁）：マイクロチップ販売会社（大日本製薬、富士平工業・共立製薬、共立商会、サージミヤワキ）資料

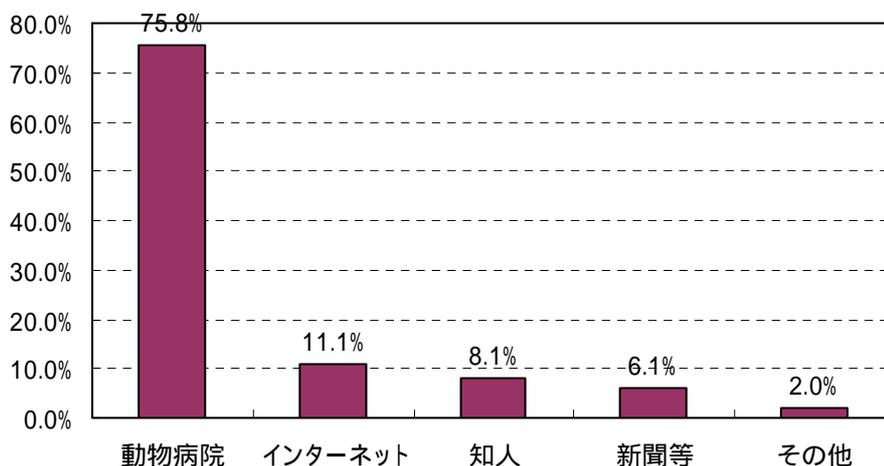
7 マイクロチップに関する犬ねこ飼育者の意識

マイクロチップを知っているか



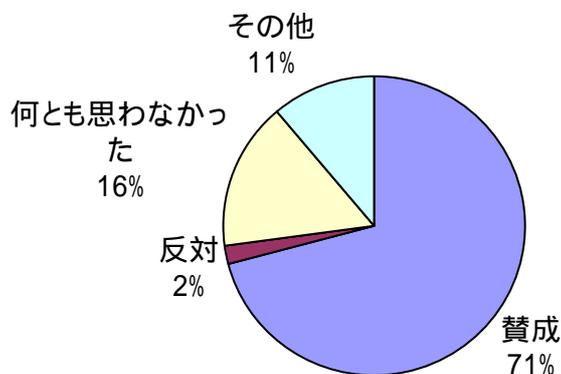
被験者数 = 150人(沖縄県ヤンバル地域在住のねこの飼育者に対して自宅にてアンケート)

マイクロチップのことを知った手段(媒体等)



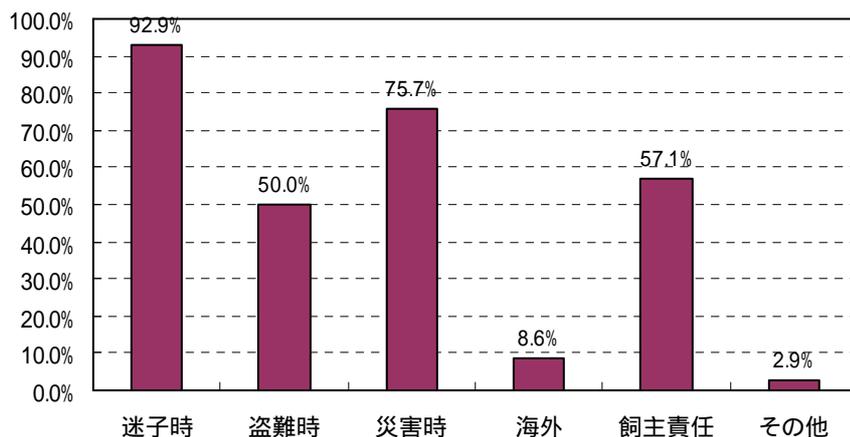
被験者数 = 99人(東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート)

マイクロチップを初めて見たときの「埋め込み」に対する賛否



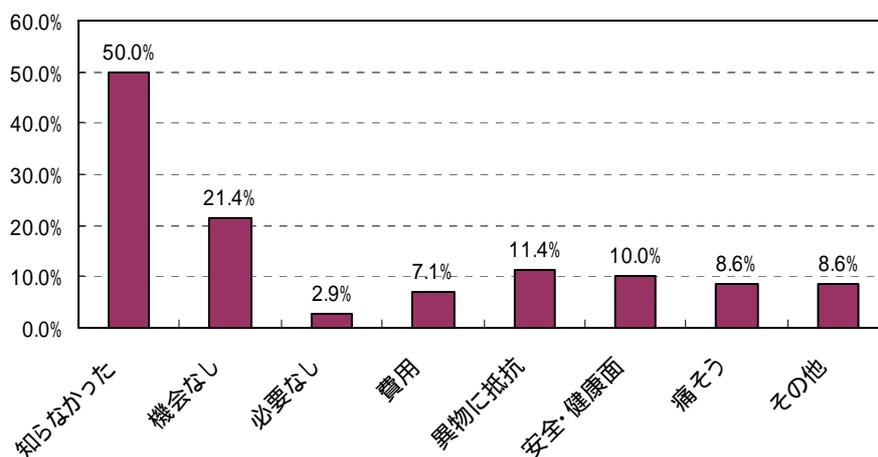
被験者数 = 99人(東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート)

マイクロチップの効用



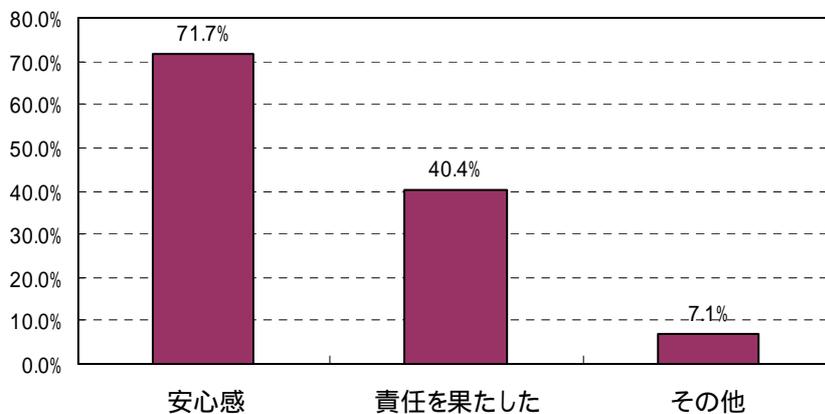
被験者数 = 70人(東京都在住の犬・ねこの飼育者(初めからMCに賛成の人)に対してペット病院にてアン

これまでマイクロチップを埋め込まなかった理由



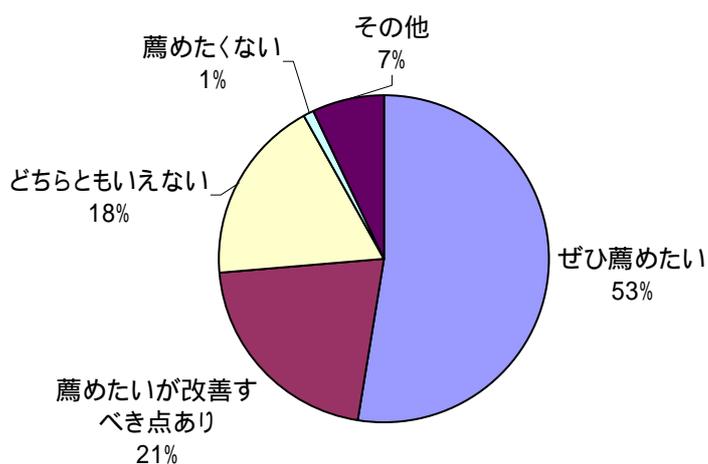
被験者数 = 70人(東京都在住の犬・ねこの飼育者(初めからMCに賛成の人)に対してペット病院にてアンケート)

マイクロチップを埋め込んだ後の心境



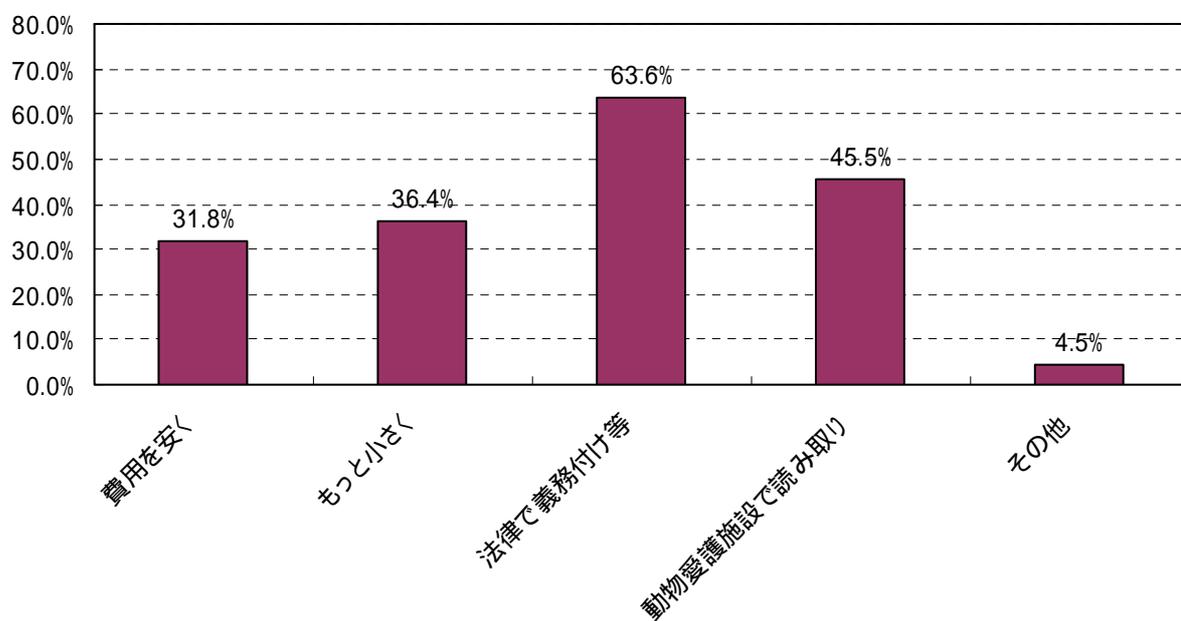
被験者数 = 99人(東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート)

マイクロチップを他の飼主に薦めたいか



被験者数 = 99人(東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート)

マイクロチップに望む、今後の改善点



被験者数 = 22人(東京都在住の犬・ねこの飼育者(MCに賛成だが改善意見あり)に対してペット病院にてアンケート)

出典：環境省資料